

関西電力(株)堺港発電所設備更新に係る 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成18年5月18日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、関西電力(株)堺港発電所設備更新に係る環境影響評価準備書について、関西電力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所:大阪府堺市築港新町一丁2
- ・原動力の種類:ガスタービン及び汽力
- ・出 力:200万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成16年 1月16日
住民等意見の概要受理	平成16年 3月12日
知 事 意 見 受 理	平成16年 5月14日(大阪府)
経 済 産 業 大 臣 勧 告	平成16年 7月 9日
環境影響評価準備書受理	平成17年 8月29日
住民等意見の概要受理	平成17年10月19日
知 事 意 見 受 理	平成18年 1月24日(大阪府)
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成18年4月28日

問合せ先:電力安全課 高取、金子
電話03 - 3501 - 1742(直通)
03 - 3501 - 1511(代表)
4921(内線)

【関西電力㈱堺港発電所に対する勧告内容】

1. 温室効果ガス

本事業は、燃料として他の化石燃料と比べて二酸化炭素排出原単位の小さい天然ガスを使用するとともに、火力発電所としては現時点における最高レベルの発電効率を有する設備を採用するとしているが、昨年4月に京都議定書目標達成計画が閣議決定され、電力分野における地球温暖化対策が一層重要となっていることから、当該事業者が所有する火力発電所の中で最も二酸化炭素排出原単位の小さい本発電所の稼働率を総合的な電源運用の中でできる限り高く維持するとともに、他の発電所を含めた全体の稼働分担を適切に行うことにより、事業者が販売する電力全体の二酸化炭素排出原単位の低減を図ること。また、その旨を評価書に記載すること。

2. 窒素酸化物

対象事業実施区域周辺は、二酸化窒素に係る環境基準が達成されていない地点があり、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物に係る総量規制地域及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に指定され、これまで大気環境改善に向けた各種対策が長期にわたり集中的に講じられてきた地域であることから、このような地域において行われる本事業については、窒素酸化物による大気環境への影響をできる限り低減する必要がある。

このため、本事業は、発電設備に改良型低NOx燃焼器を採用するとともに排ガスを排煙脱硝装置で処理することにより、窒素酸化物の排出濃度をガスタービンとしては国内最低レベルに抑えるとしているが、施設の維持・運用に当たってこの排出濃度を確保するため、発電設備及び排煙脱硝装置の運転管理など環境影響評価準備書に記載された環境保全措置を確実に実施すること。また、その旨を評価書に記載すること。